

川崎市地域介護予防活動支援事業補助金交付審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日 28川健地推第248号市長決裁）第8条の規定により、川崎市地域介護予防活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の応募団体等の審査を行うため、川崎市地域介護予防活動支援事業補助金交付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉局地域包括ケア推進室長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長（地域保健担当）がその職務を代理する。
- 5 審査委員会の委員には、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 健康福祉局総務部企画課長
 - (2) 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長（ケアシステム担当）
 - (3) 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長（地域保健担当）
 - (4) 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長
 - (5) 健康福祉局長寿社会部介護保険課長

(会議)

第3条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、委員会において会議を開催する必要がないと委員長が認めるときは、回議により委員会の開催に代えることができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、応募内容について説明を聴くことができる。
- 5 会議は非公開とする。

(審査項目)

第4条 会議では、補助金の応募のあった各団体等について、補助金の交付の可否及び適正な補助金額を定めるため、次の各号に掲げる項目を審査する。

- (1) 活動の実現性
- (2) 活動の公益性
- (3) 活動の発展性
- (4) 活動の合理性
- (5) 団体の自立性

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、健康福祉局地域包括ケア推進室において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成33年3月31日限りでその効力を失う。